

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	熊本県 熊本県知事 蒲島 郁夫
事業概要	公務 地方公務
配慮計画期間	令和元 年度 ~ 令和3 年度

事業所名	熊本県庁(知事部局、県警及び教育庁の本庁及び各県関係出先機関の庁舎を含む)				
所在地	熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号				
事業所周辺の公共交通機関の状況	(熊本県本庁舎の場合) ・バス 県庁前バス停(熊本都市バス・産交バス・熊本バス・熊本電鉄バス)まで0km ・電車 市立体育館前まで約0.65km、商業高校前まで約0.67km(徒歩約10分) ・JR 豊肥線水前寺駅まで約1.9km、豊肥線新水前寺駅まで約1.7km(徒歩約25分)				
マイカー通勤の状況	常時使用する従業員の数 A	20,817 人	割合		
	通勤距離が5km未満の従業員の数 B	7,931 人	$(B/A) \times 100$	38.1 %	
	通勤距離が5km未満の従業員のうちマイカー通勤する従業員の数 C	3,037 人	$(C/B) \times 100$	38.3 %	
温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施しようとする措置の内容	<input checked="" type="checkbox"/> ノーマイカー通勤	事業所のエコ通勤の取組方針	具 体 的 な 取 組 の 内 容		
	<input checked="" type="checkbox"/> マイカー通勤を前提とした燃料の使用抑制(エコドライブの促進等)		・県職員ノーマイカー通勤デーの設定(毎週水曜日) ・職員への実践呼びかけ(庁内放送、看板設置等) ・ノーマイカー通勤デー・パレードの実施及び職員への参加呼びかけ<本庁舎のみ> ・通勤に伴う職員駐車場の有料化及び距離制限(通勤距離10km以上のみ駐車場の利用可能)<本庁舎のみ> ・職員への実践呼びかけ(庁内放送、ポスター掲示等) ・公用車運転時のエコドライブの実践 ・客待ちのタクシーや外来者に対するイドリングストップの呼びかけ<本庁舎のみ>		
特記事項					

- 備考 1 □のある欄には、該当する□内に「レ印」を記入してください。
- 2 「配慮計画期間」は、提出する日の属する年度以降3か年度としてください。
- 3 「事業所周辺の公共交通機関の状況」欄には、事業所の最寄りの駅及びバス停留所並びに当該駅及び停留所から事業所までの距離及び所要時間等を記入してください。
- 4 「マイカー通勤」とは、熊本県地球温暖化の防止に関する条例第29条第1項に規定する「従業員の自家用自動車による通勤」をいいます。
- 5 「マイカー通勤の状況」は、4月1日現在の状況について記入してください。
- 6 「マイカー通勤する従業員」には、育児、介護等のためマイカー通勤が必要な者を含みません。
- 7 事業所のエコ通勤の取組方針を「ノーマイカー通勤」、「マイカー通勤を前提とした燃料の使用抑制(エコドライブの促進等)」の双方又は一方から選択し、具体的な取組の内容を記入してください。
- 8 「特記事項」欄には、マイカー通勤者の総数や排出抑制のために実施しようとする措置に係る目標(数値目標等)等があれば、記入してください。